

西相制第 9 号 平成24年5月8日

総務大臣 川端 達夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹伸

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日

認可を受けた後、速やかに実施します。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

1 適用

1 週州	
区分	内容
(1)~(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定 伝送機能に係 る料金の適用	2 (料金額) 2 - 6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア〜イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類(一般専用サービス(以下「一般専用」といいます。)、高速ディジタル伝送サービス(Yインタフェースに係るものを除きます。以下「高速ディジタル伝送」といいます。)、ATM専用サービス(以下「ATM専用」といいます。))、品目、サービスクラス(以下「クラス」といいます。)の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。エ〜カ (略)
(10)-2~ (略)	(略)

旧

附 則(平成18年4月17日西相制8号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年4月18日から実施します。

---(通信路設定伝送機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能 (高速ディジタル伝送に係るもののうち、専用サービス契約約款に規定するYインタフェースに係る ものに限ります。)の提供条件については、なお従前のとおりとし、料金表第1表(接続料金)第1 (網使用料)2(料金額)2-6(通信路設定伝送機能)に規定する料金額(高速ディジタル伝送に 係るものに限ります。)を準用します。

附 則(平成11年7月1日西相制第2号)

(通信路設定伝送機能に関する経過措置)

第18条 (略)

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

1 適用

1 週用	
区 分	内容
(1)~(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定 伝送機能に係 る料金の適用	2 (料金額) 2 - 6 に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア〜イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類(一般専用サービス(以下「一般専用」といいます。)、高速ディジタル伝送サービス(以下「高速ディジタル伝送」といいます。)、A T M専用サービス(以下「A T M専用」といいます。))、品目、サービスクラス(以下「クラス」といいます。)の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ〜カ (略)
(10)-2~(略)	(略)

新

附 則(平成18年4月17日西相制8号)

この改正規定は、平成18年4月18日から実施します。

附 則(平成11年7月1日西相制第2号)

(通信路設定伝送機能に関する経過措置)

第18条 (略)

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

	区 分		料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路能力 は機能区利用 の単に がに の単に を 場合	
通信路設	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝	48kHzの周波 数帯域を用い て伝送するも の	28, 121 円	21, 212 円	
定伝送機能	送を行う機能(一般専用に 係るものに限ります。以下 この条において同じとし ます。)	上記以外のもの	5, 369 円	4, 795 円	

- 1		<u> </u> /1		4-12	E D.R.	, and	
				右欄以外の場合	通信路能区 世紀 という (本) では (本) では (本) では (本) では (も) できる場合		
	通	専用回線ノード装置、中継	1,200bit/so	5,369円	4, 795 円		
1	信	伝送路設備及び端末回線	符号伝送が可				
	路	を収容する伝送装置によ	能なもの				
	設	り通信路の設定並びに伝	-				
	定	送を行う機能(一般専用に	48kbit/sの符				
	伝	係るものに限ります。以下	号伝送が可能		, , , , , , , , , , , , ,		
	送	この条において同じとし	なもの				

区 分

イ. 加算料

1回線ごとに月額

	区 分	料金	全 額	備考	
			通信路設定伝送機能の距離 が10kmを超え る場合の10km ごとの加算料	相互接続点が 当社が別に用建 める以外の場合 の加算料	
通信路設	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝	48kHzの周波 数帯域を用い て伝送するも の	640円	<u>7, 454 円</u>	
定伝送機能	送を行う機能	<u>上記以外のも</u> <u>の</u>	50円	621 円	

イ. 加算料

ます。)

送機能

1回線ごとに月額

料金額

				1 回線	ごとに月額
区 分			料金	· 額	備考
			通信路設定伝	相互接続点が	
			送機能の距離	当社が別に定	534
			が 10km を超え	める通信用建	
			る場合の 10km	物以外の場合	
			ごとの加算料	の加算料	
画 専用回線ノード装置 信 伝送路設備及び端装置 路 を収容する伝送装置 り通信路の設定並び 送を行う機能 伝送 機 能	回線によ	1,200bit/sの 符号伝送が可 能なもの 48kbit/sの符 号伝送が可能 なもの	50円	621 円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

	区 分		料金額	備考
通信路設	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝	48kHzの周波 数帯域を用い て伝送するも の	19, 228 円	
定伝送機能	送を行う機能	<u>上記以外のも</u> <u>の</u>	4, 630 円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

1	区 分		料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	1,200bit/sの 符号伝送が可 能なもの 48kbit/sの符 号伝送が可能 なもの	4, 630円	

附則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

技術的条件集

第16節 形態5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

木 寺川国際 一教造し「シンン	· · III IW-E > 3 : B : 0 - > 4
専用回線ノード装置	インタフェース仕様
(略)	(略)
I-SMD-B形遠隔加入者線多重伝	技術的条件集別表 11.7 に示すとお
送装置	りとします
(RT-MUX)	
HD-L形中継回線終端装置	技術的条件集別表 11.8 に示すとお
(L-DCAT)	りとします
DSM-L形専用サービスノード装置	技術的条件集別表 11.9 に示すとお
(DSM-L)	りとします
(略)	(略)

第 78 条~第 79 条 (略)

技術的条件集

第16節 形態5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
(略)	(略)
I-SMD-B形遠隔加入者線多重伝	技術的条件集別表 11.7 に示すとお
送装置	りとします
(RT-MUX)	
(削除)	(削除)_
DSM-L形専用サービスノード装置	技術的条件集別表 11.9 に示すとお
(DSM-L)	りとします
(略)	(略)

第 78 条~第 79 条 (略)

技術的条件集別表 11.8 専用回線ノード装置インターフェース仕様(HD-L形中継回線終端装置)

1 インタフェース規定点

本インタフェースを規定するポイントは、図1のとおりである。

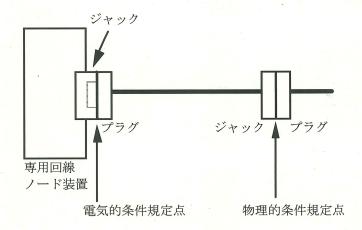
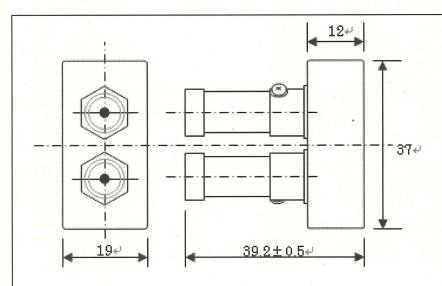


図1 インタフェース規定点

2 物理的条件

技術的条件集別表 11.8 専用回線ノード装置インターフェース仕様(HD-L形中継回線終端装置)

(削除)

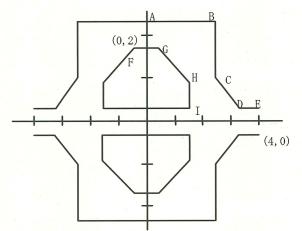


単位(mm)

図2 SP-3CPA-CLソケットの構造

3 電気的条件

____ ディジタル 2 次群信号は 7 5 Ω の準抵抗終端に対し、図 3 に示すパルスマスクを満足するバイポーラパルスである。



横軸(V):1V/div

縦軸(H): 20ns/div

各点の座標 (H, V)

A: (0, 2.3) B: (2.4, 2.3) C: (2.4, 1.0) D: (3.2, 0.3) E: (4.0, 0.3)

F: (0, 1.7) G: (0.4, 1.7)

H: (1.6, 0.9) I: (1.6, 0.3)

図3 6.3M信号の電気的条件

4 論理的条件

4. 1 フレーム構成

フレーム構成を、図4に示す。

4. 2 フレーム同期

(1) 2次群

同期方式:9ビットパルス検出1ビット即時シフト

<u>前方同期:7段</u> 後方同期:3段

(2) ST

同期方式:6ビットパルス検出1ビット即時シフト

前方同期:4段

後方同期:なし

4.3 警報検出/転送機能

警報検出/転送機能を、図5に示す。

4.4 警報

(1) 2次群

·REC

入力信号断及びフレーム同期外れのとき、警報を発すること。

·AIS

入力2次群信号4フレーム中0が2個以下としたパターンが同期的に挿入した場合に、AIS信号受信と判定し、AIS受信後0が3個以上となった場合に解除と判定すること。

·ERR

<u>2次群入力パルス列の誤り率が10-6以下では警報を発生せず、10--4以上では</u> <u>警報を発生すること。</u>

·SEND

SENDビットが1のとき、警報を発生すること。

(2) ST (CH)

· CH REC

フレーム同期外れのとき、警報を発すること。

· CH AIS

STビットが32ビット以上オール1のとき、警報を発すること。

· CH BAIS

BAISビットがOのとき、警報を発すること。

